

平成28年度・第1回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

| | | | | | |
|------|------------------------------|---------------|----------|--------|------|
| 開催日時 | 平成28年8月4日(木曜日) 午前・午(後) 1時30分 | | | | |
| 開催場所 | 富士見市役所 第2委員会室 | | | | |
| 会議時間 | 開会 | 午前・午(後) 1時30分 | 議長 | 斉藤重治 | |
| | 閉会 | 午前・午(後) 3時20分 | | | |
| 出席者数 | 委員 18名 事務局員 9名 | | | | |
| 出席委員 | 会長 | 斉藤重治 | 委員 | 平澤克也 | |
| | 会長代理 | 萩元寶三郎 | 委員 | 武長正洋 | |
| | 委員 | 新井政子 | 委員 | 池内八十四郎 | |
| | 委員 | 黒田隆夫 | 委員 | 近藤静江 | |
| | 委員 | 加治隆 | 委員 | 長島康治 | |
| | 委員 | 梶美智子 | 委員 | 森山健 | |
| | 委員 | 小森和雄 | 委員 | 大塚利明 | |
| | 委員 | 北村善男 | 委員 | 横山薫 | |
| | 委員 | 濱田英治 | 委員 | | |
| 欠席委員 | 委員 | 鈴木慎 | 委員 | | |
| | 委員 | | 委員 | | |
| | 委員 | | 委員 | | |
| 参 与 | | | | | |
| 事務局 | 市長 | 星野信吾 | 保険年金課副課長 | 横田信二 | 担当書記 |
| | 市民生活部長 | 松田豊 | 保険年金課副課長 | 久保田智子 | |
| | 市民生活部副部長兼 収税課長 | 清水昌人 | 保険年金課主事 | 島田裕介 | |
| | 健康福祉部部長兼 健康増進センター所長 | 大森重治 | 保険年金課主事 | 大久保愛美 | |
| | 保険年金課長 | 塩野英樹 | 収税課副課長 | 真中剛 | |

| | |
|---------|---------------------------|
| 会議録署名委員 | 梶 美智子 委員 池 内 八十四郎 委員 |
|---------|---------------------------|

◎市長より諮問

○保険年金課副課長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

初めに、星野市長より諮問を会長にお願いいたします。

○市長 平成28年8月4日、富士見市国民健康保険運営協議会会長、斉藤重治様。
諮問書。

諮問第1号 平成28年度富士見市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、諮問第2号 平成27年度富士見市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、諮問第3号 富士見市国民健康税条例の一部を改正する条例について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 それでは、本日の会議の前に、資料の確認と報告のほうをさせていただきます。

まず、資料の確認ですが、委員さんのほうに先日送付をさせていただきました資料のほうを、本日はお持ちいただいておりますでしょうか。恐れ入りますが、その中の資料3、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要と資料4、平成28年度国民健康保険税本算定賦課報告の差しかえを、新しいものを机の上に置かせていただいておりますので、そちらのほうとの差しかえをよろしくお願いいたします。

また、「埼玉の国保」、特定健診の勧奨に使用ウエットティッシュを本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、2号委員であります鈴木委員のほうからは、事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

最後になりますが、事務局に28年の4月で人事異動がありましたので、そちらのほうもご報告のほうをさせていただきます。

市民部副部長兼収税課長として異動をしてまいりました清水でございます。

○市民生活部副部長兼収税課長 では、ご紹介に預かりました市民部副部長兼収税課長の清水でございます。一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課副課長 健康福祉部副部長兼増進センター所長の大森でございます。

○健康福祉部副部長兼健康増進センター所長 皆さん、こんにちは。健康増進センターの所長の大森です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○保険年金課副課長 それでは、ただいまより平成28年度第1回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

(午後 1時30分)

◎会長挨拶

○保険年金課副課長 本運営協議会の会長であります斉藤様よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。きょうはお暑い中、またそしてお忙しいところ国保運営協議会にご出席いただきまして開催できましたこと、厚く御礼申し上げる次第でございます。

この今医療を取り巻く環境は、大変厳しいものがございまして、これも高齢化に伴いましての年々の医療の増加ということが挙げられております。これに向けまして県と国でございしますが、今度抜本的な医療制度の一本化に向けて改革をしたいということでございしますが、皆様方にもいろいろとご理解をいただきながら進めていきたいと思ひます。

きょうの諮問事項は3件でございます。そして、ここにも27年度の特別会計の歳入歳出決算ということでございしますので、この決算をわきまえて、この次の年度に皆様方のいろいろな要望、またはいろいろなご意見を伺えれば幸いと思ふところでございします。きょうのこの議題が皆様方のご協力によりましてスムーズにできますことを心からご祈念申し上げまして、簡単でございしますが、会長の挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○保険年金課副課長 続きまして、保険者であります星野市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長 皆さん、こんにちは。本日は平成28年度第1回の富士見市国民健康保険運営協議会ということでご案内をさせていただきましたところ、お暑い中にもかかわりませず斉藤会長を初め皆様にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろ会長を初め皆様方には本市の国民健康保険事業の運営に対しましても

深いご理解と、そしてご協力をいただいております。改めて感謝と御礼を申し述べさせていただきますというふうに思います。

本日は9月議会を前にしての平成28年度補正予算並びに決算、そして富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の3件につきまして、ただいま斉藤会長のほうに諮問をさせていただきました。委員の皆様方には、慎重なるご審議をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、国民健康保険は、皆さんもご存じのとおり、高齢化社会の進展に伴いまして、医療費の増大、加入者の所得構成などの構造的な問題を抱えており、厳しい財政運営を強いられているところでもございます。そのため、国は平成30年度から国民健康保険の責任主体を都道府県に移管することとし、国保に対する財政支援も順次拡充しているところでもございます。平成27年度からは、社会保障と税の一体改革によります消費税8%への拡大に伴う保険者支援といたしまして約1,700億円を投入し、平成29年度以降は、被用者保険を総報酬割にすることで、さらなる支援といたしまして毎年約1,700億円を投入しているところでもございます。しかし、消費税10%への引き上げは、平成29年4月まで延期されたことに伴いまして、予定されておりました社会保障充実策の財源である消費税増収分も不足することは明らかであり、先行きの不透明な状況となっております。今後も国、県の動きを注視し、的確、慎重に対応を図ってまいりたいと考えております。

平成30年度からの国保の都道府県移管に向けた動きでございますけれども、埼玉県におきましては、移管の課題につきまして協議、意見交換等を行う場として、財政運営、保健事業等4つのワーキンググループを設置し、県と市町村との協議が開始をされております。本市におきましては、この後報告させていただきますけれども、平成28年度補正第1号を専決処分させていただき、給付金等の算定に必要なデータを県へ提出するためのシステム改修を行い、データを10月に提出する予定となっております。その後、県が各市町村に対して標準的な算定方式等により算出した納付金等が公表される予定であります。現時点では、皆様にご報告できる具体的なことは決まっていないのが現状でございますけれども、しかしながら国保の都道府県化は、制度発足以来の大きな改革であり、被保険者への影響もありますことから、協議の経過等につきましては、適宜委員の皆様方にご報告をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、私ごとでございますけれども、平成20年の8月20日市長に就任して以来、この2期8年、8月15日をもって市長職を退任させていただくことを既に決めさせ

ていただいております。この間、斉藤会長さん初め委員の皆様方には大変お世話になりましたこと、この場をおかりし、厚く感謝と御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

結びに当たりまして、これから暑さも日に日に厳しくなっております。委員におかれましては、健康に十分ご留意をされまして、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。国民健康保険運営事業の運営になお一層のご理解、ご支援を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

- 保険年金課副課長 ありがとうございました。なお、市長におかれましては、所用により、ここで退席をさせていただきますので、ご了承願ひします。
- 市長 それでは、よろしくお願ひします。
- 保険年金課副課長 それでは、これからの進行につきましては、斉藤会長よりお願ひいたします。
- 会長 それでは、ご指名をいただきましたので、ただいまから座長になりまして会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願ひいたします。

◎会議録署名委員の選出

- 会長 会議録署名委員の選出でございますが、本日の会議録署名委員を指名したいと思っております。会議録署名委員に、梶美智子委員、池内八十四郎委員を指名したいと思っております。よろしくお願ひします。

◎諮問事項

- 会長 それでは、議案に移らせていただきます。

諮問第1号 平成28年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算についてを議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

- 保険年金課長 皆さん、こんにちは。保険年金課長の塩野と申します。本日は、9月の決算議会前ということで、富士見市国民健康保険運営協議会を開催させていただいたところ、多くの委員さんにご出席をいただきまして、ありがとうございます。先ほど市長からも話があったように、今回、諮問事項は3つでございます。28年度の補正予算、また27年度の決算、また国保の条例の一部改正でございます。

それでは、諮問第1号について説明のほうに入らせていただきます。着座にて説明のほうをさせていただきます。

会議次第1枚めくっていただきまして、諮問第1号 富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてでございます。もう一枚めくっていただきまして、A3横の資料1ページをごらんください。この補正第2号なのですが、補正第1号というものもございまして、先ほど市長からも説明させていただきましたが、補正第1号につきましては、7月に専決処分のほうをいただいております。これは、また後ほど報告のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、28年度の補正予算について説明をさせていただきます。今回は歳出補正がございませんので、歳入の増額になった部分につきましては、歳入で調整させていただいております。一番上からなのですけれども、療養給付費交付金でございます。これは、退職者医療でございます。支払基金から退職者医療分として交付されるものですが、平成27年度分の追加交付分がございましたので、今回28年度で補正をさせていただくものでございます。530万5,000円の増額補正でございます。

次に、1つ飛んでいただきまして繰越金でございます。平成27年度の決算が確定しましたので、28年度に繰り越しをするものでございます。金額で2,067万2,000円の増、合計で7,067万2,000円でございます。また、1つ戻っていただきまして、一般会計繰入金でございます。これは歳入不足として一般会計からの繰り入れをお願いしているものですが、今回は歳出補正がありませんので、ここの部分を減額して調整をさせていただくものでございます。簡単でございますが、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑を受けます。何かございますか。

「なし」の声

○会長 質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ採決いたします。

諮問第1号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は承認されました。ありがとうございました。

続きまして、諮問第2号 平成27年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金課長 では、続きまして、資料2、諮問第2号 平成27年度富士見市国民

健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてでございます。

資料2の資料になります。これは、富士見市国民健康保険の概要について記載してあるものでございます。過去3年間の概要を載せさせていただきます。

まず、左上の国保の加入状況です。本市の総世帯でございますが、平成27年度は、昨年に対して約1,000世帯の増、約4万9,537世帯でございます。その下、国民健康保険加入世帯数ですが、本市の総世帯増とは逆に減少傾向となっております。昨年に対し約500世帯減の1万6,986世帯となっております。

また、2つ下、市の総人口でございますが、富士見市第5次基本構想の中間報告では、平成27年度の本市の人口予測は10万7,000人でしたが、現在は約3,000人増の、11万人を超えたところでございます。これは、南畑地域や水子地域の区画整理、また20代前半や50代前後の方が多く転入された傾向でございます。

次に、5番目の国保被保険者数ですが、平成27年度は2万7,992人と国保世帯と同様に毎年減少傾向となっております。これは、後期へ移られる方、また年金受給の減少や定年後も継続的に勤められている方が多くなっていると考えております。また、被用者保険への加入もふえているのも一つの要因ではないかと考えております。

続きまして、次の下、経理状況でございます。歳入総額で130億9,183万3,000円、歳出総額では130億2,116万円となり、昨年に比べて共同事業について医療費の対象金額の拡大がございましたので、約14億増の規模となっております。この部分につきましては、後ほど決算のほうでも少し触れさせていただきます。

続きまして、その下、実質収支でございます。約7,000万円増ですが、単年度収支ではマイナス約8億2,000万円となっております。一般会計からの赤字補填分という形で、この分は繰り入れしていただいているものでございます。

続きまして、その下の国保税の状況でございますが、富士見市はまだ税率変更をしてございませんので、変更はございません。

続いて、少し下のほうへ飛んでいただきまして、短期被保険者証と資格証明書の交付状況でございます。短期被保険者証につきましては、平成25年度に交付要綱を見直しております。そのため、25年、26年とかなり減っております。27年も短期被保険者証が551名であり、資格証明については3名の方の発行となっております。

その下の軽減・減免状況でございますが、平成27年度の低所得者対策として7割、5割、2割の所得軽減を行っております。所得判定基準が平成26年度に続き平成27年も拡大されたことから、5割軽減対象者世帯が昨年に対しまして約200世帯の増、2,043世帯、また2割軽減世帯も64世帯ふえまして1,954世帯となっております。そ

の下、保険税の減免数といたしましては、今年度は164名の方でございます。

それでは、右側をごらんください。これは保険給付状況でございます。上から5番目のところに一般、退職の自己負担額を含めた費用額、これは病院で払う3割と7割を足した10割部分ですが、昨年に比べて1,280万円増の90億5,154万4,000円と、毎年、増加傾向となっております。その下の1人当たりの費用額も26年度に比べ約1万4,000円増の約31万3,000円と同じく増加しております。

続きまして、高額療養費でございます。これは、平成27年1月から自己負担限度額が変更され、昨年に比べ約5,400万円増の8億7,675万円となっております。

その下、出産一時金ですが、昨年度に比べて20人減の125件、また葬祭費につきましては、若干減少して182件となっております。

最後に、保健事業ですが、特定健診、人間ドックについて、数字上、件数は減っているのですが、これは被保険者数が減っておりますので、分母が減っているということで、実際的には数字は微増でございます。受診率では0.3ポイント増の今年度は43.2%の受診率となっております。また、保養施設につきましては、第1種、2種、3種とも平成26年、昨年に比べて若干減少になっております。

ちょっと駆け足なのですけれども、概要的には以上でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、A3の横の特別会計の決算総括表になります。今後これを細かく説明させていただきますので、ここでは簡単に説明させていただきます。

総事業費でございますが、合計を見てもわかりますように、昨年に比べて約14億以上の増額となっております。これは、急激な医療費などによる増ではなくて、歳入歳出にあります共同事業の制度が拡大によるものでございます。予算的にはこの共同事業、ほとんどいってこいの部分でございますので、歳出が14億増えているのですけれども、実際は歳入で戻ってくるという形になっております。この説明については、また後ほど説明させていただきます。

続きまして、もう一枚めくっていただきまして、27年度富士見市国民健康保険特別会計の歳入歳出決算資料について説明させていただきます。4ページでございます。上から国民健康保険税でございます。まず、右側の算出基礎をご覧ください。平成25年度から27年度までの調定から収納率までを、現年分と滞納繰り越し分として記載をさせていただいております。一番下の平成27年度の現年分の調定額で24億4,197万3,300円に対し、収納額が21億9,327万2,362円、現年収納率では89.79%でございます。これは、昨年に比まして若干微増の0.79%増となっております。

続いて、滞納繰り越し分の調定額でございますが11億2,853万9,298円、これに対し収納額が2億6,419万2,607円ですので、収納率は23.41%と昨年に比べ、3.21ポイント上がって上昇しております。

左側に戻っていただき、国民健康保険税の平成27年度の予算現額で24億3,545万5,000円に対して、決算額で約2,200万円増の24億5,746万4,969円となっております。国保税につきましては、以上でございます。

その下、国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、国が医療費の実績に応じて負担金を交付してくれるものでございます。まず、1番目の療養給付費等負担金でございます。これは、保険者が医療費として支払った額に対し、国から約32%を掛けた分が負担金としていただけるものでございます。そのため、医療費がふえれば比例して国からの交付金も増額されるということでございます。平成27年度の被保険者数は減少傾向ではございますが、医療費は逆に伸びております。そのため、予算現額19億6,577万円に対し、決算額は約2,300万円増の19億8,926万4,273円となっております。

高額医療共同事業負担金でございます。これは、各保険者で高額な医療が発生した場合、各保険者の財政に与えるのが大きいということで、都道府県単位で負担調整をする事業でございます。これの拠出金について、国、県が4分の1ずつ負担してくれるものでございます。拠出金額が2億4,470万円の4分の1でございますので、決算額は6,117万5,000円の負担でございます。

また、その下、特定健康診査等負担金でございます。これは、右側の算出基礎にもありますが、国で定めている検査項目基準約4,261万円について、国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担するものでございます。27年度は、本来であれば3分の1ずつですので、1,420万5,000円の額となりますが、国の今回配分につきましては、国の予算上の配分から決算額が1,391万2,000円となり、29万3,000円の減額となっております。この減額分につきましては、28年度に追加交付されると聞いております。

次に、2の国庫補助金、財政調整交付金でございます。調整交付金は、特別調整交付金と普通調整交付金の2つがございます。特別調整交付金は、その他特別な事情分として国が定めた医療費の適正化項目の実施結果で交付されております。主に、エイズ予防パンフレットの作成、収納率、特定健診の受診率向上、ジェネリック薬品の利用率向上等、各保険者の実施した実績に応じて負担してくれるものでございます。また、その中に特別調整交付金の中に得々分というのがございます。これは、各市町村が経営努力に対して積極的に取り組んだものに対して評価されるものでござ

ざいます。

普通調整交付金、これは各市町村間の財政力の格差を調整するための交付金でございます。療養給付費負担金の32%部分にさらに7%を掛けたものが交付されるようになっております。特別調整交付金の予算減で829万3,000円に対し、約550万円増の1,378万7,000円、また普通調整交付金では予算減2億5,079万に対して1億5,578万円増の4億657万円となっております。増えた要因でございますが、医療費が増えた分多く交付されたということでございます。

その下、災害臨時特例補助金でございます。これは東日本震災減免で、原発区域からの避難者で、税の減免でございます。保険税1万5,000円が対象となりますので、国の交付率10分の7を掛けまして1万円と減免させていただき、それに修正率40%を差し引きますと6,000円の交付となっております。対象者数では1世帯で1名でございます。

1枚めくっていただきまして、5ページでございます。療養給付費交付金でございます。退職者医療制度でございます。社会保険等から退職で国保に加入してきた64歳までの年金資格者の方で社会保険等からかかった医療費が交付されるものがございます。この退職者医療制度でございますが、平成26年3月末で新規加入者は終了し、それ以前に加入していた方だけが対象となります。その方たちが65歳になる平成31年3月末をもちましてこの退職者医療制度は完全に終了となります。今年度は、予算現額約300万円増となり、決算額2億3,344万円となっております。

次に、その下、前期高齢者交付金でございます。これは、前期高齢者の65歳から74歳までの方を対象とした医療費について国が定める全国平均加入率で算出し、被用者保険等に比べ前期高齢者が多い国民健康保険は医療費が増大することから、交付額は多くいただいております。また、反対に納付額は少なくなっております。決算額で今回25年度の精算が入りましたので、27年度の申請時の決定時の差異がございますので、減額補正58万3,000円を行い、決算で29億6,719万円となっております。

続きまして、その下、県支出金でございますが、共同事業の分の拠出金については、国、県、市で4分の1ずつ負担するというものがございますので、6,117万5,000円いただけるというのでございます。また、2番の特定健康診査も、これは先ほど検査項目の基準4,261万円について、各国、県、市で3分の1ずつ負担するというものがございますので、決算で1,423万3,000円となっております。

続きまして、その下、県の調整交付金でございます。特別調整交付金ですが、こ

これは県が定める評価項目、これも国と同じなのですけれども、実施実績で交付される交付金でございます。共同事業の抛出超過に対し交付が赤字だった場合は、その赤字補填分として調整交付金でも入ってまいります。普通調整交付金は、医療費の増により交付額が多くなったことから、特別調整交付金と普通調整交付金を合わせて予算現額より約1億1,000万円増の6億7,290万8,000円となっております。

その下の共同事業交付金でございます。これは、歳入歳出にあります、先ほどから説明させていただきました共同事業の抛出と交付の関係でございます。国保は、市町村単位で運営されているため、小さな被保険者は、高額な医療が発生した場合、保険財政に与える影響は大きいということから、各保険者が抛出し合い、実績に応じて割合で交付されているものでございます。再保険的なものでございますので、この部分が先ほど事業費で約14億増えております。この理由なのですけれども、先ほど制度改正があったというお話ししたのですけれども、高額医療費共同事業交付金というのがございます。これは、80万円以上の医療費に対して補填するもの、また下の保険財政共同安定化事業交付金は、昨年までは医療費10万円に対して1円から80万円までを助成してもらったものでございますが、今回14億増えたものに対しては、これは医療費が1円からの医療費に対応するという形で、その分14億増えたものでございます。件数でいきますと、大体去年が9,035件から今年度1円から80万円まで対応しましたので、43万8,773円と増額し、交付額もこの2.2倍となっております。共同事業については以上でございます。

また、飛んでいただいて、8番の繰入金でございます。予算現額では全体の繰入金として約17億4,524万5,000円に対し、最終繰入額は13億726万1,143円となり、昨年度決算より約1億8,400万円の増となっております。

下の1番の保険基盤安定繰入金でございますが、これは低所得者対策の一環といたしまして、税の軽減した分を県、市で負担する軽減拡大分と、保険者への支援分として交付されます負担分の国、県、市からの支援分がでございます。決算では、予算現額の3億1,479万143円となっております。この軽減拡大につきましては、平成26年度に引き続き平成27年度も国が物価上昇によりこの対象外、この軽減対象から外れてしまった方々を再度この軽減対象とするということで、軽減のほうを拡大させていただいております。

続きまして、2の一般会計繰入金でございます。これは、法定外繰入れでございます。医療費不足分や保険税の歳入不足の赤字補填分、または地方単独事業として一般会計から法定外繰入れをいただいているものでございます。法定外繰入金は、

予算現額で12億6,798万1,000円に対し、最終繰入額は8億3,000万円となっております。これは、国から療養給付費負担金や国、県からの調整交付金、また保険税等の収入等に影響されるものでございますので、そのため今回不用額としては4億3,798万1,000円が出ております。

また、その下の3番、4番、5番、これは出産一時金、事務費繰入金、財政安定化支援事業でございますが、これは法定内繰入れといたしまして、法で決められております。合せて1億6,247万1,000円を繰入れをさせていただいております。

続きまして、繰越金でございます。平成26年度からの繰越金といたしまして6,093万7,514円でございます。

続きまして、10の諸収入でございます。1の延滞金加算金でございますが、これは収納された保険料延滞金等を被保険者から、市民の方から納付していただく額でございます。現年分で69件の約11万5,400円、滞納分で2,770件の1,889万1,565円でございます。

また、その下の2の雑入、指定公費負担金でございます。これは、国の政策で実施されておりました医療負担分が70歳から74歳までの方は、所得に応じて通常2割の負担を1割に負担している分の補填分でございます。しかし、この制度も26年3月で終了しておりますので、26年4月以降に70歳を迎えられた方は、この対象からは外れ、現在加入している方が75歳になるまでが対象となりますので、これも先ほどの退職者医療と同じに31年をもって終了となっております。全体で予算現額363万2,000円に対し決算額では3,598万円でございます。

その下の返納金をごらんください。これは、国保の資格がない方が国保の保険証で受診した医療費を本人から返納していただくものでございます。予算現額で150万円に対し147万円増の約297万9,000円でございます。件数で169件を返済いただいております。増えた要因といたしましては、催告等で過年度分が多く入ってきたというのが現状でございます。

最後に、第三者納付金でございます。これは、交通事故による医療費を国保が一時的に支払っているものに対し、損保会社から後日納付していただくものでございます。予算現額で1,900万円に対し、262万1,000円増の2,162万1,214円となっております。件数で9件でございます。歳入は以上でございます。

続きまして、もう一枚めくっていただきまして、7ページ、歳出でございます。歳出一番上、総務費でございますが、予算現額に比べ約600万円減で6,151万5,458円となっております。全体的に減った理由といたしましては、通信運搬費の郵送代、

また委託料のレセプト点検等の予算時と決算時の大きな差異でございます。

次に、もう一枚めくっていただきまして、一番上の2番目の療養給付費でございます。1番、療養諸費での予算現額は、平成27年度は1人当たりの保険給付費は1万8,455円で予算を見込ませていただきましたが、決算見込みでは1人当たり1万8,860円と増額となったため、そのため約3,700万円の増額補正を3月にさせていただいたところでございます。そのため67億453万円の予算現額とさせていただいております。最終的な決算額は約66億7,650万円でございます。この医療費なのですが、近年の傾向といたしまして、被保険者数は減っておりますが、医療費は伸びております。やはり医療費の高度化による医療費の増、また団塊の世代の方が前期高齢者へと移行してきたことも一つの要因となっております。そのほか、県内、または市内でもそうなのですが、3大疾病と言われますがん、心筋梗塞、脳梗塞等による医療費が増大しているのも一つの要因と考えております。

続きまして、その下、高額療養費でございます。これは、本人の一部負担金が一月の限度額を超えた部分について、市が高額医療費分として負担していくものでございます。平成27年度に1月から自己負担限度額の改正がございました。増額補正で約7,000万円を行い、決算額で約8億7,985万円の決算となっております。

続きまして、2つ下の出産一時金でございます。これは、産科医療制度に加入している病院でございますと42万円の支給がございます。未加入の病院の場合は40万4,000円の支給となっております。決算額で125件の約5,041万円でございます。その下、葬祭費でございますが、決算額で910万円の182件でございます。

続いて、9ページ、後期高齢者支援金でございます。これは、後期高齢者医療制度に対する現役世代からの支援金でございます。後期高齢者の被保険者数は増加しております。平成27年度は、平成25年度の精算により去年に比べ約3,380万円の減額となっております。実際は、2年前の精算により減額となっておりますので、単年で見ますと毎年増加傾向でございます。決算額で約15億9,548万円でございます。

続きまして、その下、前期高齢者納付金でございます。これも先ほど歳入にもございましたが、後期支援金同様、額の確定がございましたので、平成25年度の精算により去年に比べ約19万2,000円減額となっております。決算額では108万6,000円でございます。

その下の介護納付金でございますが、これも25年度の精算がございましたので、毎年変動してございます。決算額で約5億8,817万円でございます。

次に、共同事業拠出金でございますが、これは歳入でも説明しましたが、拠出と

交付の関係でございます。高額医療費共同事業は、医療費の80万円以上を医療費の対象としております。また、保険財政安定化事業は、平成26年度までは、先ほども申したように、10万円以上の医療費に対して1円から80万円での医療費を対象として実施してまいりましたが、平成27年度からは1円以上の医療費が対象となり、約14億の拡大になったものとなっております。昨年に比べまして29億2,437万円となり、各保険者が拠出して実施しているもので、再保険的なものでございますので、これはほとんどいってこいの精算になっております。

また、その下の保健事業でございます。1の特定健康診査事業等でございますが、国保事業で増進センターにもお願いしている部分の決算も含まれております。特定事業といたしましては、特定健診の委託料、また保健指導等でございます。決算額で約9,078万円の26年度に比べ約200万円の減額でございます。

1枚めくっていただきまして、10ページの保健事業でございます。右側の算出根拠にもありますように、19の保養施設、これは1種、2種で158万1,000円、3種が67万8,000円となっております。また、14の血圧計の賃借料でございます。これは9カ所でございます。13万3,000円となっております。再々リースということで、かなり前年度よりは安くなっております。また、平成27年度から新規事業といたしまして、糖尿病重症化予防事業というのがございます。これが約1,460万円となっております。この事業でございますが、糖尿病から腎不全になり得る患者が全国をはじめ埼玉県でも非常に増えております。腎不全から透析に移行しますと年間約1人500万円以上の医療費がかかっております。そのため、早い時点で予防していただくという形で、27年からこの糖尿病重症化予防事業を実施させていただいております。これにより保健事業といたしましては、昨年に比べ約1,200万円増の1億4,381万1,000円となっております。

最後に、諸支出金ですが、主なものとして、平成26年度分の保険給付費等で精算に伴う償還金といたしまして約9,000万円となっております。最終的な歳出決算金額でございますが、26年度より約14億7,600万円増の130億2,116万334円でございます。

以上で平成27年度富士見市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の説明でございます。以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、質疑を受けます。

○委員 済みません、いつも私質問多くて申しわけありません。幾つか質問は用意してきたのですけれども、説明の中からわかったことがあります。最初に1つ教えて

いただきたいのですが、この4ページの読み方なのです。4ページの歳入の1番目、国民健康保険税、右側に説明欄が出ていまして、平成25年から27年まで現年分と滞納分の率とかいろいろ出ているのですけれども、これは過去はこうだったよという、こととして読んでいいのか、それとも特に滞納分なんかについては、去年の人だけではなくて一昨年、一昨々年と数年さかのぼった滞納者がいると思うので、そういうことをあらわすためにこの表をおつけになっているのか、ちょっとその辺がよくわからないので、そこをご説明いただけますか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 今回の質問なのですけれども、右側の算出基礎でございますが、これは平成25年度から3カ年にわたっての現年分と滞納分の収納率という形で、収納率も現年分と滞納分で分けて、一応比較として載せていただいたものでございます。

○会長 委員。

○委員 ありがとうございます。ということは、滞納分の収納率はだんだん上がってきているから非常にご努力されていると、こう理解していいということになりますかね。

○会長 事務局。

○保険年金課長 収税課よりお答えいたします。

○会長 それでは収税課長。

○市民生活部副部長兼収税課長 私のほうから、この関係についてはお答えさせていただきます。保険年金課長のほうからも答弁ありましたように、経年で3カ年の経年ということで載せさせていただいている、はっきりとこういう今現状がどうなっているのかというところをわかりやすくするためです。また、滞納分についての数字ですけれども、こちらについてはなかなか低い、数字だけを見るとかなり低い数字かなというふうに思いますけれども、だからといって手を抜いているわけではなくて、例えば県内には40市ございます。1市1市を1つの木と例えると40本の木で森というのが成り立っています。その中で富士見市という木を取り出しますと、平成27年度の滞納繰り越し分の木というのは非常に幹が太い、県内40市分の6位という非常に高い幹をなしていると。その前の26年度で申しますと、県内の平均でも16.8%ということで、富士見市としては、県の平均よりも上に行っていると。平均よりも上位にいます。その前の25年度についても、県の平均が15.9%ですので、若干下がってはいますが、ほとんど平均の額ということが分析されてきますので、滞納分としての取り組みとしては、しっかりと現年分と同じように移り変わっていく

という結果になっていくというふうに分析しております。以上です。

○会長 ありがとうございます。委員。

○委員 ありがとうございます。非常にご努力されているということがわかりました。ありがとうございます。では、今度は、この表と離れて大変申しわけないのですけれども、関係あるのを質問させていただきたいと思います。

2つあるのですが、1つがこの市議会だよりを見ますと、市議会だよりのことしの6月の市議会だと思っておりますけれども、そこで健康長寿の推進についてという質問項目がここに記載されております。それによりますと、問いとしまして、「県で推進している健康長寿埼玉モデルの進展は」と書いてありまして、お答えが「平成29年度は埼玉県コバトン健康マイレージ事業への参加を検討する」と書いてあるのですけれども、私不勉強で大変申しわけないのですが、埼玉県コバトン健康マイレージ事業なるものを余りよく承知しておりませんので、ここで簡単にご説明いただければありがたいということでございます。

○会長 健康増進センター。

○健康福祉部副部長兼健康増進センター所長 健康増進センターの大森でございます。ただいまの埼玉県のコバトン健康マイレージについてご説明をさせていただきます。

これは、埼玉県のコバトン健康マイレージ事業というのがございまして、これは健康づくりの普及啓発を進めるため、ウォーキングや健康づくり事業への参加により、それをポイントとして個々人がポイントをためまして、それに応じた特典を受けるといふ、そういうシステムをつくりまして、それでそれを県内の至るところに所業なところにその読み取り機を置きまして、そしてポイントを県のほうで積み上げをしていくということで、手軽に楽しく健康がまずできるような取り組みということでやっているものでございます。具体的には、歩数計という万歩計でございます。あれを用いまして、それで参加者はその歩数計を持って歩いていただき、それでその歩いた歩数に応じてポイントがつくと。また、その歩いたポイントに応じて県のほうでは抽せんの上、当選者に商品をプレゼントすると、そういうことでございます。

また、各市町村によっては、そのポイントを健康受診や健康づくりに事業したもののについても付与したりとか、また参加者、あるいは歩数実績によってランキングが表示されるなど、なるべく見える化をして励みになるような形で実施をするということでございます。富士見市でも来年度に向けて、議会だよりにもございましたとおり、検討をしているところでございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。委員。

○委員 最近夏休みになりますと、市内でラジオ体操が行われているのですけれども、二、三年前だと思えますけれども、NHKの巡回体操のNHKで富士見市へ来たことがあるかと思うのですけれども、今伺っていますと、健康づくりにマイレージが有効だというようなお話だったと思うのですけれども、そうするとラジオ体操も健康寿命を延ばす一つかなと思うのですけれども、市内でどのぐらいのところでラジオ体操をなさっていて、がわかっているか。それから、それは必ずしもわかっているなくてもいいのですけれども、ラジオ体操会に対して健康づくりという面で何らかのご支援をされているのかどうか、もしわかったら教えていただきたいということでございます。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、市内のラジオ体操の状況というか取り組みという形で質問を受けましたので、ご回答いたします。

先ほどもお話しされたように、富士見市では平成25年度に夏期の巡回ラジオ体操、みんなの体操会を契機に毎年教育委員会が主催の富士見市ラジオ体操や公民館またはスポーツ推進委員主催による地域のラジオ体操会を開催し、ラジオ体操の普及を図っているところでございます。市と地域のラジオの体操団体は、ラジオ体操を通じて市民の健康と増進を図る目的といたしまして、年に1回意見交換などを行っております。また、地域のラジオ体操の団体でございますが、これは市に届出がございませんので、確認しているところですが、今の段階では9団体と聞いております。以上でございます。

○会長 委員。

○委員 ありがとうございます。今の中で私何が言いたいかというと、健康寿命ということが1つ重要かと思えますので、なお一層健康寿命に取り組むように施策を講じていただければありがたいなということをお願いしたいということでございます。それから、もう一つ質問させていただきたいのですけれども、ご存じかと思えますけれども、ことしの2月のこの委員会で配られた資料でございます。これパラパラッと、結構読むの大変なのですけれども、読みますと、疑問に思っていないことが、いろいろデータが非常によく整理されておるのです。「富士見市データヘルス計画」って書いてある、確かにそのとおりでございます。ここで議論したときにちょっと問題になったかと思うのですけれども、これは「案」というのがついていたのです、我々がいただいたときは。その「案」がついたのがその後どうなっ

たかということが1つ知りたい。もしこの「案」がどこかに持って行って修正されたのか、それとも原案どおり可決されたのかということをお教えいただきたいということでございます。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、データヘルス計画でございます。3月に皆様に諮問させていただきまして議論していただいたものでございますが、内容については、そのままの変更は1カ所もございません。そのまま市長決裁において4月1日施行で実施させていただいております。

また、このデータヘルス計画なのですけれども、この計画の中にもあったように、平成27年から実施させていただいているものと、このデータヘルス計画は28年からなのですけれども、1年前からも、特定健診受診者への景品の贈呈、また3年連続未受診者への勧奨、糖尿病重症化予防の取り組みを27年で行っております。また、28年度からは、受診率が低い地域への勧奨、また医療機関からの情報提供事業、医療費通知の発行回数の増、ジェネリック差額通知の発行回数の増などを実施していきたいと考えておりますので、今後もよろしく願いいたします。以上です。

○会長 委員。

○委員 ありがとうございます。今お聞きしましたら、これをつくった目的は、ここにも書いてあったと思うのですけれども、重症化予防だと伺っているので、先ほども重症化すると1人のお金が、たしか糖尿だと500万とおっしゃいましたですね。そういうことにならないように、計画の着実な実行をお願いしたいと、こう思うところでございます。私は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。ほかに質問ございますか。委員。

○委員 先ほど委員さんのほうから質問ありました滞納繰り越しの関係ですけれども、大分職員の方が努力されて、収納率も上がっているというお話を聞きました。この数字見ますと、年々滞納繰り越し分の額が減ってきております。そういう中で、滞納者も年々減っているような状況にあるのですか、ちょっとこれだけ見ますと滞納者が毎年どのくらいあって、その分が減ってきているのか、あるいは滞納者がふえているけれども、繰り越し分だけがこれだけ減ってきているのか、ちょっとその辺がわからないので、教えていただきたいなということです。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、この部分に対しましては、収税課でございますので、所管の収税課のほうからお答えさせていただきます。

○会長 収税課長。

○市民生活部副部長兼収税課長 それでは、滞納者の数というご質問ですが、27年度の末現在の滞納者の数で見ますと4,265名の方の世帯の方の滞納が、ここで決算値として出ております。その前年、26年度ですと5,699、その前の25年度ですと6,070、その前の24年度ですと6,442というような状況ですので、年々滞納者のほうも収納率と同時に減ってきているというようなことが考えられるというふうに考えております。

○会長 委員。

○委員 ではもう一点だけ。今滞納者の数字を24年度から27年度、年々減ってきているということで、この辺の減ってきている内容につきましては、職員の方かなり努力された結果がこういう形になってきているのか、あるいは経済情勢でこういう形になってきているのか、その辺はどういう捉え方をしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○会長 収税課長。

○市民生活部副部長兼収税課長 今委員おっしゃったように、経済情勢ももちろんだと思います。あと、国保の加入者のやっぱり推移という増減の部分ももちろん絡んでくるかなというふうに思いますが、大きな理由としては、やはりしっかりとした収税課のほうで財産調査、その方の生活状況等の把握をして、執行停止等もかけながらしっかりと滞納処分をかけるか、それとも排除していくかという判断の中でやらせていただいているような、総合的な結果がこういう形を生んでいるのかなというふうには考えております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 いいですか。

○委員 はい。

○会長 それでは、委員。

○委員 私も収納率の関係でちょっとお伺いしたいと思います。

まず、「埼玉の国保」というのを毎回いただいております、その中でちょっと気になる部分がありましたものですから、それに関連づけて教えていただきたいと思います。2015年の10月、ナンバー273、この中です。論説ということで、4年連続の現年分収納率アップにはなっています。全国ベースで現年分が90.42%、埼玉県は収納率88.84%、そして富士見市の場合は、このところは88.44%だったかと思うのですけれども、確かに毎年毎年数字が上がっているということは、皆様のご努

方だと思います。それから、あと1つ、ここの「みんなの国保」の中で、保険料徴収担当者研修会というのもあるのです。これ2014年のナンバー267で紹介されていますけれども、特に気になったことは、論説の中での収納の4悪と言っているのです。1つは集金をして歩くこと、2つ目は延滞金を取らないこと、3つ目が時効を出すこと、4位が安易な少額の分納を認めるということなのですが、2点お伺いしたいと思うのですが、時効を出すこと、平成27年度の時効を出した総額と件数、教えてください。

それから、2点目なのですが、歳出の中で徴収嘱託員に対する研修と集金後の事後へのかかわり方、その辺をお伺いしたいのです。例えば、徴収月額が前年より落ちております。口座振替書の受理額が年間、5人収納員がいらして1件だけなのです。やはり集金、徴収嘱託員の方が集金をされての事後処理なのですけれども、ただ単に集金額だけの報告を受けているのか、おのおのに対し今後の対応について職員とともに協議をする、この件についてはどうしたらいいとか、お得意様にすることなく集金に歩けばいいということではなくて、その事後が大切かと思うのです。それこそ収納に関する研修の場になろうかと思うのですが、いずれにしても、その約90%の納税者の方々が職員の手を煩わすことなく、手間をかけずに納付している状況であります。これは不公平だと私は思います。その不公平の仕方、徴収嘱託員の5名の方々に、これは暑い中大変だなどは思いますけれども、ただ歩くだけでなく、その辺の個々の対応の仕方がどうされているのか。やはり件数今教えてくださいましたけれども、減ってはおりますけれども、1軒1軒1つずつぶしていきながら、これは徴収率アップにつながるのかな。あくまでも過年度の時効の金額、なくすようにといたしますか、やはり5年間ですか、その辺のところの金額と件数というものは、昨年ちょっと教えていただけませんでしたけれども、教えていただきたいのですが。そして、その内容について。この処理した件数は、例えば遠くへ北海道なりどこかに転出してしまったとか、いろいろな状況があるかと思いますが、ちょっと教えていただきたいと思います。まず、財源確保というのが第一です。以上、お願いします。

○会長 ありがとうございます。収税課長。

○市民生活部副部長兼収税課長 2点ほどご質問いただいております。

それでは、時効というところで、平成27年度にまだ決算ができた段階、5月の末現在でお答え申し上げます。国民健康保険税の全体の件数としましては、1,359件が時効となっております。総額としましては、1億1,800万強の額が時効の額となって

おります。その細かい内訳ですが、大きく3点のお話をさせていただければ、一番大きいのが財産がないという方のケースが1,359件の中の160件を占めております。

それから、生活困窮、生活保護にもならないその一歩手前、二歩手前ぐらいの明らかに生活困窮だと認められた方、この方が935件、これが一番多いようでございます。

それから、3つ目が所在不明ということで、住所はあるのですが、そこにもういらっしゃらないというような方が161件で、こちらが大きな3つの要因です。あとは、生活保護に行かれた方、死亡された方、事業が倒産された方、さまざまでございますが、大きな3つの理由としてそちらが挙げられるかなというふうに思っております。また、地方税法の5年たって消滅時効というふうになるものが、その中でも今全体の中で1,138件あるというような内容だったのです。額にしては、先ほどの1億1,800万円の中の7,770万円が消滅時効というふうな内容になっております。これは、地方税法の第18条にもものつとった5年たったら時効というふうな内容でございます。

大きな理由としては、その3つだったのではないのかなというふうに思います。

それから、徴収員さんの関係ですが、研修のお話をいただいております。毎月徴収員会議というものを我々職員入れて会議のほうをやらせていただいております。その中で徴収されていた中での問題点、それからどういうふうに今後していくかという中で、その会議の中で徴収員さんと話を進めながら今後の展開を図って、来年度にどういう形で持っていったらいいかというような事を決めさせていただいていく中で、27年度におきましては、徴収員さんのそのルートでいくということであって、自主的に納付をしてほしいというお願いを何度もさせていただくような、こちらも指導のほうをさせていただいて、自主納付へ切りかえられた方が47件というような形、それからどうしても困難な事案のお宅ですということで、職員のほうに逆にそれが職員のほうが、では受け持ってやりましょうというような内容のものが39件等もありますので、比率にしては、自主納付へ切りかえられた方が9.4%ぐらいの方が行っているかなと。いずれにしても、徴収員さんについては、今年度からはその所在不明、空き家になっているかどうか、いろいろなそういう状況も調査をさせていただいて、我々の滞納の部分の調査の一助を担っていくというふうな形をお願いをしていくような形になっております。

また、大きくは26年度と違うのは27年度です。今年度から徴収員さんは5名から3名にさせていただいて、その運用を図っているところでございますので、28年度の決算の結果がどういう形になるかというのはまだ先の話ですが、しっかりと進め

ていきたいなというふうには考えております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。委員。

○委員 ありがとうございます。そうしますと、やはり国保税だけでなく市民税とかもろもろの税金がありますけれども、ここの中で財産調査とかってありまして、先ほどお言葉の中にもありましたけれども、やはり納めるべきものは納めていただく。たとえ少額であっても、私この4悪の中に1つありますけれども、少額であっても納めていただく、そういう姿勢というのですか、それは続けていただきたいと思っております。やはり不公平感のないような、そういう市政をとということを願っております。ありがとうございます。

○会長 ほかにどなたかございますか。

「なし」の声

○会長 ないようでございますので、ここで討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ採決いたします。

諮問第2号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。よって、諮問第2号は承認されました。

ありがとうございます。ここで休憩をさせていただきたいと思います。

(午後 2時40分)

○会長 それでは、再開いたします。

(午後 3時00分)

○会長 続きまして、諮問第3号 富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の(案)についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、諮問第3号について説明させていただきます。

資料3をごらんください。差しかえたものです。これは、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正させていただくものでございます。内容といたしましては、特定適用利子等及び特例適用配当等の申告分離課税の創設でございます。ちょっと難しいのですけれども、簡単に言いますと、日本にある外国で設立した外資系の会社に勤務する政令で指定された外国人の日本に住んでいる方と内国法人構成員について、今まで利子等の配当所得については、特別徴収に含まれておりませんでした。

それを今回の住民市民税について分離申告する義務を課した法令変更でございます。
内容的には以上でございます。対象の方たちというのは台湾の方でございます。

○会長 どなたかご質問ございますか。

「なし」の声

○会長 なければ、討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ採決をいたします。

諮問第3号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第3号は承認されました。大変ありがとうございました。

◎報告事項

○会長 続きまして、報告事項に移らせていただきます。

平成28年国民健康保険の本算定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 平成28年度国民健康保険税本算定賦課報告について報告いたします。

お手元の資料4の1、課税内訳をごらんください。平成28年度の国民健康保険税課税総額は、昨年度比約3.18%減の23億5,283万500円でございます。納税義務者数は、昨年度比約2.61%減の1万7,818人でございます。また、被保険者数は昨年度比4.25%減の2万9,047人でございます。

続いて、2、納付方法別内訳をごらんください。①の一般納付、自主納付でございますが、昨年度より207世帯減の1万172世帯で、全体の58.25%を占めています。昨年度は57.91%でしたので0.34%の増です。②の口座振替は、181世帯減の5,531世帯で、全体の31.67%を占めています。昨年度は31.87%でしたので、0.2%の減です。③の特別徴収は、72世帯減の1,759世帯で全体の10.07%を占めています。昨年度は10.22%でしたので、0.15%の減です。

続いて右側、3、国民健康保険税、(当初)課税状況比較をごらんください。所得割額については、医療分、後期支援分、介護分、いずれも昨年度よりも減となっております。被保険者1人当たりの所得は、平成27年度当初賦課時点で74万1,086円でしたが、今年度は77万8,061円となっております。したがって、被保険者数の減少は所得割額の減少と考えております。資産割額については、昨年度比3.58%減となっております。被保険者均等割額、世帯別平等割額ですが、被保険者数の減少に伴

って同様に減となっております。

裏面をお願いいたします。4、国民健康保険税減額状況です。一番下の総計ですが、今年度は一般、退職合わせて1万1,174人が2割、または5割、または7割の軽減を受けている状況です。

右側をお願いします。5、総所得金額等の段階別国民健康保険税に関する調べてです。この表は、所得階級別の世帯数、被保険者数の一覧です。構成割合を見ますと、所得ゼロ円が5,218世帯、全体の30.85%を占めております。所得ゼロ円の方には障害年金や遺族年金、労災給付、傷病手当金や雇用保険金等の非課税所得を得ている方もおりますので、これらの方が全くの無収入というわけではないですが、5,000世帯の人たちが無収入というわけではないと考えております。

所得区分欄は100万円を単位とした場合の数値や割合を記載しております。本年度は、所得100万円以下の階級が全体で53.65%と昨年より0.41%ふえております。また、所得700万円以上の階級は、世帯数で2.48%となっており、昨年度より0.14%減っております。

なお、余談でございますが、国においては、この700万円以上の階級について、社会保険の健康保険法40条2項に定める標準報酬月額等級表の最高等級の被保険者数割合、法定で0.5から1.5とされております。その目標に国保も合わせるということを目指しておるということですので、今後も法定の課税限度額は引き上げられていくものと思われま。平成28年度国民健康保険税本算定の報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。これに対して何か質問ございますか。委員。

○委員 このゼロ円という方々なのですが、先ほどちょっとおっしゃっていた副収入というか、中には結構働いていらっしゃる方いますよね、実態としては。この辺はどういうふう把握されているのかなと思うのですけれども。生活保護でも何かちょっとしたバイトとか行ってしまって収入を得ていません。大した額ではないと思います、もちろん。だから、ゼロ円ということは、まずないと思うのです。裏の調査というか結構意外と収入を多くもらっている人いると思いますけれども。さっきおっしゃっていたぎりぎり生活していて負担も払っていらっしゃる方と、全然払ってなくて収入得ている方の、この辺はちょっと不公平かなと。難しいと思いますよ、実態を把握するのは。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 確かにおっしゃるとおりでございます。ただ、確かにゼロ円といいますが、先ほど言ったように、そういうような年金だとかいろんなもらっている

方もおります。また、あと申告される方、無収入という形で申告をしていただいている方もおります。ただ、これ無収入の申告をしないと国保税なんかは軽減ききませんので、これは軽減きかないのかなというところもございますので、やはり申告をしっかりと無収入という形でしてもらおうというのが、これが義務ですので、その辺でしっかりと申告のほうを進めていきたいと思っております。以上です。

○会長 市民生活部長。

○市民生活部長 市民生活部長の松田でございます。今のご質問の、保険年金課長の回答の部分も、当然該当という部分ではあるのですが、そもそも所得と収入というところが、いろいろなところで議論があって、所得というのは収入、手元にもらったお金が収入だとすると、その金額から税金の対象になるのが幾らなのかという、その税金の対象になる部分が所得ということなのです。ですから、例えばアルバイトをして30万、40万あれば収入は1年で30万ありました。ただ、所得がでは税金の対象として幾らなのかというときは、例えば65万円の基礎控除を抜ければそれ以内におさまってしまいますから、その方所得がゼロといって、ここの表の表示も所得金額、課税対象として幾らなのかということの基準の表ですので、あくまでもこれは一般的には国保の計算は税務課、課税サイドのほうの資料をもとに国保税も賦課させていただいておりますので、税務課のほうへ出てきた課税対象額として見た場合、所得がゼロの方は当然課税になりませんが、100万なら何%で幾らですよということですので、基本的にはその収入が何がしかあるというのは、いろいろその方によってあると思っておりますけれども、また控除額も違ってまいりますので、扶養家族の人数とか年齢等によっても違ってまいりますので、そういったもろもろの状況を除いたもの、純粹に税金の対象となる額が幾らなのかというところは、ここで言う所得ということでご理解いただくと、税金はではかからないのだ、所得ゼロということ。収入はあっても税金上はかからないというところで考えていただくと意外にすっきりしてくるかなというふうに思います。

○会長 ほかにございますか。

「なし」の声

○会長 なければ、報告事項でございますので、ご了承願いたいと思います。

続きまして、平成28年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてを事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金課副課長 それでは、平成28年度富士見市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について報告をさせていただきます。

資料5をお願いいたします。最初に、この補正の概要について説明をさせていただきます。下段の歳出をごらんください。委託料としまして284万円の増額を計上させていただきました。この委託料は、現在富士見市で使用しております国民健康保険のシステムの修正委託です。この修正なのですけれども、平成30年度の国保広域化に向けまして、市町村が県に納めます国保事業費の納付金等の算定に必要なデータを県へ提出しなければならないのですが、そのデータを算出するためのシステムの修正ということになります。各市町村が提出しましたこのデータをもとに、埼玉県は納付金額等を示して、各市町村へ連絡が来るという流れになっております。提出データの内容としましては、市の所得総額ですとか固定資産税の額等、およそ90項目のほうを示されておりますので、その項目を現在のシステムから取り出すといったような内容になっております。

また、この修正に係る費用につきましては、上段の歳入のほうをごらんいただければと思うのですが、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金としまして、全額国からの補助を約束されております。補正の概要については以上となります。

また、この補正第1号は専決処分ということをさせていただいております。この専決処分にした経緯について説明させていただければと思うのですが、専決処分といいますのは、本来でしたら議会が議決、または決定すべき事項を特定の場合に限り市長が議会にかわって決定することということが、自治法で決められております。今回のこの補正第1号に関しましては、6月の議会のときには、システムの修正費用が一体幾らになるのか未確定であったため、議会へ提出することができませんでした。では9月の議会ではどうなのだったことなののですけれども、9月の議会前に決定しなければならない理由としましては、1つは、埼玉県へデータを10月までには提出しなければいけないということ、もう一つは、システムを修正するのに2カ月間かかってしまうということがありましたので、この2つのことを考慮しまして、緊急にシステムを修正する必要があるということ判断し、議会を招集する時間的余裕がないということで、地方自治法の第179条第1項の規定に基づきまして、平成28年の7月7日に専決処分をいただいております。システムの修正の契約のほうは、専決処分をいただいた以降、7月の14日に締結しておりますので、十分システムの修正期間はとれますので、富士見市といたしましては、滞りなく県へ提出データが届けられるというふうに考えております。報告は以上です。

○会長 ありがとうございます。委員。

○委員 このシステムの詳しい内容は、ちょっとよくわからないのですが、これは今

後、今も実際発足していますマイナンバー制度とのかかわりというのは、何か関連性はあるのですか。特別なのですか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 今回のシステム修正につきましては、あくまでも納付金算定にかかわるものでございますので、マイナンバーに関しての修正とは関係ございません。以上でございます。

○会長 ほかにありますか。

「なし」の声

○会長 なければ、説明でございますので、ご了承願いたいと思います。

◎その他

○会長 次に、その他でございますが、皆さんから何かございましたら。何かございますか。

「なし」の声

○会長 こちらにはその他はないようでございますので、事務局のほうからありますか。いいですか。

「大丈夫です」の声

◎会議録の確認

○会長 それでは、確認でございますが、きょうの会議録署名につきましてのことでございます。後日会議録がまとまり次第、梶美智子委員と池内八十四郎委員に署名をお願いしたいと思います。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして本日の会議は終了するわけでございますが、閉会の言葉を会長代理の萩元委員よりお願いいたします。

○会長代理 大変皆さんお疲れさまでございました。皆様方のご協力によりまして、市長のほうから2件の諮問をいただいたわけでございますが、この諮問につきまして全て承認ということで、大変ありがとうございました。この承認をいただきまして、9月定例議会に提案するというふうになるわけでございますが、どうか執行部におかれましては、十分準備をしていただきまして、市議会を可決されますようよろしくお願いをするところでございます。

また、まだまだこれから暑さが厳しくなると思いますが、どうか委員の皆様方におかれましても、今後ともますますご活躍されますようお願いを申し上げまして、本日の市議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 3時20分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。